

短期入所生活介護サービス
(ショートステイ)
利用契約書・重要事項説明書

社会福祉法人 そよかぜの会

ショートステイ りんごの家

短期入所生活介護サービス 利用契約書

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、サービス利用の申し込みを受けて、利用者に対し介護保険法の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じた日常生活を営むことができることを目的として短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供し、一方利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

第2条（有効期間）

1. 本契約の契約期間は本日より利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。ただし、代理人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。
2. 契約期間中の利用期間は「重要事項説明書」のとおりです。
3. 利用者は、利用開始予定日から3日間以上の猶予において、事業者に対し、利用期間の変更を申し入れることができます。また、利用者は契約期間中であれば、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の追加利用を申し込むことができます。これに対し、事業者は居室が確保できないなど正当な理由がない限りこれを断りません。
4. 利用者は、利用開始日の入所時間及び利用終了日の退所時間を前もって連絡するものとします。
5. 利用者は、有効期限満了日から、次の要介護認定の有効期間満了日までの期間を契約期間として、契約を更新することができます。この場合、契約期間満了日までに更新後の契約期間中の利用期間を登録するものとします。ただし、他の利用者の登録により、すでに定員に達している期間を含めた利用期間は登録できません。

第3条（短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護計画の作成）

利用期間が4日間以上の場合、事業者は利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護計画」を作成します。事業者はこの「短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護計画」の内容を利用者及びその家族に説明します。

第4条（短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供場所・内容）

1. 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供場所は特別養護老人ホームりんごの家です。所在地及び設備の概要は「重要事項説明書」のとおりです。
2. 利用者が利用できるサービスの種類は「重要事項説明書」のとおりです。事業者は、「重要事項説明書」に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。
3. 事業者は、利用者の希望や状態等に応じて、第2項に定める各種サービスを適切に提供します。
4. 事業者は、「短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護計画」が作成されている場合には、当該計画に沿ってサービスを提供します。

5. 事業者は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただしサービス提供にあたり、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、ならびに緊急やむを得ない場合は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合は、家族等へ十分な説明とともに、「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に署名捺印をしていただき、記録をするものとします。

6. 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は可能な限り利用者の希望に沿うようにします。

第5条（記録）

1. 事業者は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の実施終了後、サービスの内容等を書面に記載し、サービスの終了時に利用者の確認を受けることとします。利用者の確認を受けた後、その控えを利用者に交付します。
2. 利用者に同居の家族がいる場合、事業者は短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の実施終了後、実施したサービスの内容等をその家族に説明します。
3. 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の終了後5年間保管します。
4. 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、第3項のサービス提供記録を閲覧できます。
5. 利用者は、当該利用者に関する第3項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。

第6条（サービス利用料金の支払い）

1. 利用者はサービスの対価として「重要事項説明書」に定める利用単位毎の料金をもとに計算された合計金額を短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用毎に支払います。
2. 事業者は、当該利用月の月末を締日とし、翌月15日までに料金の合計額の請求書に明細を付して、利用者に交付します。
3. 利用者は、請求を受けた月の25日までに事業者が指定する方法で支払います。
4. 事業者は、利用者から料金の支払いを受けた時は、利用者に対して、領収証を発行します。
5. 利用料金の、お支払は銀行への振込みになっております。

※銀行名 福岡銀行 雑餉隈支店 口座番号（普）2098836

口座名 社会福祉法人 特養 理事長 濱崎 太郎

第7条（利用開始前のサービスの中止）

1. 利用者は、事業者に対して、利用開始予定日の前日午後5時までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
2. 利用者が、利用開始予定日の前日午後5時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して「重要事項説明書」に定める計算方法により、1日分の利用料の全部または一部を請求することができます。この場合、事業者は、明細を付した請求書を利用者に交付し、利用者は請求書の交付を受けてから7日間以内に事業所が指定する方法で支払うものとします。

第8条（利用期間中のサービス中止）

1. 利用者は、事業者に対して前日までに申し出ることにより、利用期間中でも退所することができます。
この場合の料金は実際の退所日までの日数を基準に計算します。
2. 事業者は、利用者の体調が良好でなく、施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止することができます。この場合の取り扱いについては「重要事項説明書」に記載したとおりです。
3. 第1項、第2項に定める他、利用期間中に利用者が入院した場合、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護は終了となります。この場合の料金は入院日までの日数を基準に計算します。

第9条（料金の変更）

1. 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより、利用料及び食費等の単価の変更を申し入れることができます。
2. 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく同意書を作成し、お互いに取り交わします。
3. 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第10条（契約の終了）

1. 利用者は、現にサービスを利用している期間を除き、事業者に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
2. 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
3. 次の事由に該当した場合は、事業者は、利用者に対して、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。ただし、利用者が現にサービスを利用している期間中は、10日間の予告期間をおきます。
 - ①利用者が、事業者に支払うべきサービス利用料金を正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう文書にて督促したにもかかわらず、7日間以内に支払われない場合。
 - ②利用者またはその家族が、事業者やサービス従業者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。
4. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ①利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ②利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合。
 - ③利用者が死亡した場合。

第11条（秘密の保持）

1. 事業者及び従業者は、介護保険施設サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。また退職した職員も同様とします。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
2. 事業者は、利用者及び家族等からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、

利用者及び家族等の個人情報を用いません。

3. 第2項に定める文書による同意は、本契約書の締結をもって同意したものとみなします。

第12条（賠償責任）

1. 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき理由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第11条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
ただし、利用者に過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。
2. 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第13条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

1. 利用者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
2. 利用者へのサービス実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
3. 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
4. 利用者が、事業者もしくは従業員の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第14条（緊急時の対応）

事業者が、現に短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行っている時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、あらかじめ届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに、主治医に連絡を取る等、必要な措置を講じます。

第15条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者及びご家族からの相談・苦情等に対して、迅速かつ適切に対応するための窓口を設置し、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第16条（本契約に定められていない事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

以上の契約の証として、本契約書を2通作成し、利用者及び事業者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとします。

ショートステイ りんごの家
利用契約書

令和 年 月 日

事業者	事業所名	社会福祉法人 そよかぜの会 ショートステイ りんごの家
	所在地	〒812-0881 福岡市博多区井相田 3-8-1
	管理者	施設長 草場 進
利用者	氏名	印
	住所	〒
身元引受人	氏名	印
	住所	〒
	利用者との関係	
	署名代行の理由	

短期入所生活介護サービス 重要事項説明書

<令和6年4月1日現在>

1.当施設が提供する相談窓口

電話 092-592-5765 (午前9時～午後6時まで)

FAX 092-592-5870

担当者 生活相談員

2.ショートステイ りんごの家の概要

(1) 提供できるサービスの種類

○事業所の名称 ショートステイ りんごの家

○所在地 福岡市博多区井相田3丁目8-1

○介護保険指定番号 短期入所生活介護 (福岡市第4070903275号)

(2) 事業所の職員体制 (特別養護老人ホーム分含む)

	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者		1名		施設業務の統括
事務職員		1名		庶務及び会計事務
介護職員	介護福祉士等	14名	15名	ご利用者の日々の介助・支援
生活相談員	社会福祉士等	1名		ご利用者の生活相談・サービス企画
看護職員	看護師等	3名		診療補助、健康管理
機能訓練指導員	理学療法士等		1名	機能改善、減退防止の指導・訓練
医師(嘱託医)	医師		1名	診療、健康管理・相談
管理栄養士 (兼務)	管理栄養士	1名		食事業務全般・栄養指導
介護支援専門員 (兼務)	介護支援専門員	1名		施設サービス計画の作成他

(3) 設備の概要

○定員 空床型 (特別養護老人ホームの空床分:ユニット型29床)

○居室 全室個室

○浴室 一般浴、リフト浴

○洗面所及びトイレ 各居室及びフロア

(4) サービスの内容等

ア) 基本サービス

①短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護計画の立案

利用期間が4日間以上の場合、事業者は利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護計画」を作成します。事業者はこの「短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護計画」の内容を利用者及びその家族に説明します。

②食事

ご利用者の身体状況に応じて刻み食等の食事形態にて提供します。

食事時間の目安 朝食 8:00～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～

③入浴

1週間に2回以上、入浴または清拭を行います。ただし、利用者に傷病や寝たきり等で座位の取れない方は、器具を使用しての入浴も可能です。

④介護

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護計画に従って、次の介護を行います。

着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位交換、シーツ交換、施設内の移動・付き添い等

⑤機能訓練

日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。

⑥生活相談

生活相談員をはじめ従業者が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

⑦健康管理

利用者の健康状況に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとります。

必要に応じ、健康状態を把握するため、医療機関へ受診いただく場合があります。

利用期間中医療機関への受診する場合は、原則として家族等にて付き添い及び送迎をお願いします。

⑧入所及び退所時刻

利用開始日の入所時刻及び利用終了日の退所時刻は、午前9時～午後6時の間とします。

3. その他のサービス

①送迎

利用者の心身の状態、家族等の事情から必要な場合は、ご自宅との送迎を行います。

予約制で、送迎時間は午前9時30分から17時30分の間とします。

②理容

毎月、訪問理容師による事業所内での理容を利用することができます。事前予約をお願いします。

③レクリエーション

年間を通して、外出や事業所内外の交流会等の行事を行います。

4. 利用料金

(1) サービスの利用料金

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービスを利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）と食事及び滞在費に係る標準自己負担額の合計をお支払いいただきます。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。下記は1割負担の方の料金です。）

①基本料金（1日当たりの自己負担額、1割負担の場合）

要介護度区分	短期入所生活介護費(単位)	食費 (400・600・600)	滞在費	合計
要支援1	529(単位)	1,600 円	2,066 円	4,224 円
要支援2	656(単位)	1,600 円	2,066 円	4,358 円
要介護1	704(単位)	1,600 円	2,066 円	4,408 円
要介護2	772(単位)	1,600 円	2,066 円	4,480 円
要介護3	847(単位)	1,600 円	2,066 円	4,559 円
要介護4	918(単位)	1,600 円	2,066 円	4,634 円
要介護5	987(単位)	1,600 円	2,066 円	4,707 円

※介護保険負担限度額認定証の交付を受けている方は、記載されている食費・滞在費の額とします。

※所定単位には地域区分(×1.055)が加算されます。

②加算料金等

上記の他に、各ご利用者のサービス内容によって下記の加算が必要になる場合がある。

（送迎加算：片道あたり、その他：1日当たり）

機能訓練体制加算	12 単位
個別機能訓練加算	56 単位
看護体制加算(Ⅰ)・(Ⅱ)	(Ⅰ)4 単位 (Ⅱ)8 単位
医療連携強化加算	58 単位
夜間職員配置加算(Ⅱ)	18 単位
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 単位
若年性認知症利用者受入加算	120 単位
緊急短期入所受入加算	90 単位
療養食加算	8 単位
在宅中重度者受入加算	425 単位
短期生活サービス提供体制加算(Ⅲ)	(Ⅲ)6 単位
送迎加算(送迎対象地域：福岡市博多区・南区・中央区、春日市、大野城市、那珂川市、粕屋郡志免町)	184 単位
介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 13.6%

※所定単位には地域区分(×1.055)が加算されます。

※上記送迎対象地域外の場合は、別途片道 300 円を送迎費用として徴収します。

(2) 滞在費・食費の負担額

世帯全体が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）は、滞在費、食費の負担が軽減されます。

(日額)

対象者	区分	滞在費	食費
老齢福祉年金受給者	利用者負担段階 1	880 円	300 円
課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	利用者負担段階 2	880 円	600 円
利用者負担第 2 段階以外の方 (課税年金収入が 80 万円を超える方など)	利用者負担段階 3	1,370 円	①1,000 円 ②1,300 円
上記以外の方	利用者負担段階 4	2,066 円	1,600 円

(3) その他の料金

理美容費	要した費用の実費
行政手続代行費	要した費用の実費
健康管理費	要した費用の実費
持ち込んだ電気器具の電気代	電気器具 1 台につき 1 日/30 円
教養娯楽費	要した費用の実費
預かり金の出納管理に係る費用	1 か月につき 1,000 円
私物のクリーニング代	要した費用の実費
テレビレンタル	1 日につき 60 円 (電気代含む)

※レクリエーション等における材料費等、外出行事の際の特別な食事の提供等、別途実費をご請求する場合があります。

5. サービス利用の中止

①利用開始予定日以前の中止

利用開始予定日の前日午後 5 時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合 (連絡のない場合を含む) は、1 日の利用料金の 50 % のキャンセル料がかかります。

但し、利用者の急な体調不良等やむを得ない場合は、この限りではありません。

②利用期間中の中止

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。料金は、退所日までの日数を基準に計算します。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・入所時、体調が悪かった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえるような行為または恐れがあった場合

6. サービス利用にあたっての留意事項

①面会

曜日、月日等の制限はありません。原則、面会時間の制限もありません

②外出

いつでも自由にお出かけいただけますが、事前に日時をお知らせ下さい。

③飲酒、喫煙

身体状況に配慮した範囲内で飲酒いただけます。喫煙は決められた場所をお願いします。

④設備、器具の利用

車椅子・ポータブルトイレ等については、事業所で用意しておりますが、使い慣れたものを持参いただいても構いません。

⑤所持品の持ち込み

原則として大きな家具等の持ち込みはできませんが、居室内に収納できる大きさであれば特に制限しておりません。

⑥事業所外での受診

利用期間中に発熱等、医師の診察を受けた方が望ましいと判断される場合は、ご家族に連絡の上、対処方法等について、ご相談申し上げます。

⑦ペット

利用者の中には抵抗力が弱っている方もおられるので、ご遠慮いただいております。

⑧事業所内での禁止事項

ご利用者及びご家族等は、事業所内で次の行為を行わないで下さい。

- ・喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること
- ・政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害することや、他人を攻撃すること
- ・指定の場所以外で、火気を用いること
- ・故意または無断で、施設もしくは備品に損害を与え、またはこれらを事業所外に持ち出すこと

7. 緊急時の対応方法

利用中に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な措置を講ずる他、ご家族等に速やかにご連絡致します。

緊急連絡先

氏 名		
住 所		
電話番号		
携帯番号		
続 柄		

8. 非常災害対策

事業所においては、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えております。また、関係機関と連絡を密にし、とるべき措置について予め防災計画を作成し、年2回防災訓練を行います。

9. 監視カメラの設置について

防犯のため各階の共用部分と1階廊下、事務所に計5台の監視カメラを設置し、事務所にて確認できるようになっております。また、居室内には設置しておりません。

10. 身体拘束の廃止

- (1) 当施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設短期入所生活介護サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束及びその他の利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (2) 当施設は、前項の身体拘束を行う場合には、次の手続きにより行います。
 - ①緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束廃止委員会を中心として、Ⅰ切迫性 Ⅱ非代替性 Ⅲ一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討、確認します。
 - ②要件を検討・確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成し、文書により説明し、同意を得た上で実施します。
 - ③廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。
 - ④法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録します。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討します。又、その記録は5年間保存し、行政担当部局の指導監督が行われる際に提示できるようにします。
 - ⑤上記④の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は速やかに身体拘束を解除します。その場合には、契約者、家族に報告します。

11. 要介護施設における高齢者が虐待に関する相談窓口

○福岡市保健福祉局高齢社会部 介護保険課 施設指導係

〒812-8620 福岡市中央区1-8-1 電話番号 092-711-4319 受付時間 9:30～17:00

施設内で虐待等を発見された方は通報の義務があります。尚、通報をされた方には不利益な取り扱いをすることはありません。

12. サービス内容に関する相談・苦情

①事業所ご利用者相談・苦情担当

○苦情受付窓口 担当 生活相談員 ○苦情解決責任者 担当 施設長

電話による受付時間 随時

電話番号 092-592-0216 FAX 092-592-0216

苦情ご意見箱を受付カウンター横に設置しています。

②当事業所以外に行政機関の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

- 福岡市博多区保健福祉センター 福祉・介護保険課
〒812-8512 福岡市博多区博多駅前 2-19-24 大博センタービル 3 階
電話番号 092-419-1081 受付時間 9:30～17:00 (平日)
- 福岡市南区保健福祉センター 福祉・介護保険課
〒815-8501 福岡市南区塩原 3-25-1
電話番号 092-559-5121 受付時間 9:30～17:00 (平日)
- 中央区保健福祉センター 福祉・介護保険課
〒810-8622 福岡市中央区大名 2-5-31
電話番号 092-718-1102 受付時間 9:30～17:00 (平日)
- 春日市 高齢課 介護保険担当
〒816-8501 春日市原町 3-1-5
電話番号 092-584-1111 受付時間 9:30～17:00 (平日)
- 大野城市介護サービス課 地域包括支援センター
〒816-8510 大野城市瓦田 4-2-1 すこやか交流プラザ内
電話番号 092-501-2306 受付時間 9:30～17:00 (平日)
- 那珂川市 地域包括支援センター
〒811-1292 那珂川市西隈 1-1-1
電話番号 092-953-2211 受付時間 9:30～17:00 (平日)
- 志免町福祉課
〒811-2292 糟屋郡志免町志免中央 1-1-1
電話番号 092-935-1001 受付時間 9:30～17:00 (平日)
- 福岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課
〒812-8521 福岡市博多区吉塚本町 13-47
電話番号 092-642-7859 受付時間 9:30～17:00 (平日)
- 福岡県社会福祉協議会運営適正化委員会
電話番号 092-915-3511 受付時間 9:00～17:00
- 第三者委員
平山 清子 (那珂南校区自治協議会 会長) 092-725-0772
濱崎 嘉秀 (認定 NPO 法人そよかぜ 理事) 092-603-2391

13. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況

- アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組み・・・あり
結果の開示・・・なし
- 福祉サービス第三者評価の実施・・・なし
実施した評価機関の名称・・・なし
- ＜福祉サービス第三者評価とは＞
福祉サービスの「第三者評価」は、「社会福祉法人等の提供するサービスの質を事業者及び

利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から行った評価」とされています。詳しくは、福岡県及び福岡県福祉サービス第三者評価推進機構のホームページをご参照ください。

14. 当法人及び当事業所の概要

- 名称・法人種別 社会福法人 そよかぜの会
- 代表者役職・氏名 理事長 濱崎 太郎
- 本部所在地・電話番号 福岡市博多区光丘町2丁目9番3号 電話 092-581-2100
- 定款の目的に定めた事業
1. 第一種社会福祉事業 特別養護老人ホームの経営
 2. 第二種社会福祉事業 障害福祉サービス事業の経営
 3. 第二種社会福祉事業 小規模多機能型居宅介護事業の経営
 4. その他これに付随する業務

- 施設・拠点等
- 障害福祉サービス事業、高齢者への食事宅配事業
食の工房 リンゴの唄
- 小規模多機能型居宅介護施設
多機能ホーム りんごの里
- 広域型介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム りんごの丘
- 短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)
ショートステイ りんごの丘

令和 年 月 日

ショートステイりんごの家利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて、重要な事項について説明を行いました。

事業者 所在地 福岡市博多区井相田 3-8-1
名 称 特別養護老人ホーム りんごの家

説明者職名

氏 名

印

私は、契約書および本書面により事業者から短期入所生活介護について重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名

印

代理人 住 所

氏 名

印

個人情報に関する同意書

ショートステイ りんごの家

ショートステイりんごの家が業務上知り得たご利用者並びにご家族の個人情報について、下記に記した利用目的、正当な理由がある場合に、その情報を用いること、また、必要な情報を収集する事に同意します。

<利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的>

1. 施設内部での利用目的

- ①当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ②介護保険事務
- ③介護サービスの利用にかかる当施設の管理運営
 - ・入退所の管理
 - ・会計 経理
 - ・事故等の報告

2. 他の介護事業等への状況提供に伴う利用目的

- ①当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・他の介護事業所等との連携
 - ・その他の業務委託
 - ・利用者の診療等にあたり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ・家族等への心身の状況説明
- ②介護保険事務のうち
 - ・保険事務の委託（一部委託も含む）
 - ・審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払い機関又は保険者からの紹介への回答
- ③損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

<上記以外の利用目的>

1. 当施設内部の利用に係わる利用目的

- ①当施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・当施設において行われる学生等の実習への協力
 - ・当施設内において行われる事例研究

2. 他の機関等への情報提供に係わる利用目的

- ①当施設の管理運営業務のうち
 - ・外部監査機関への情報提供

令和 年 月 日 利用者 印 代理人 印（続柄 ）